

国内上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が国内の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「国内上場有価証券等」（※1）といいます。）の売買等を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください（※2）。

国内上場有価証券等の売買等は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがある取引です。したがって、お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

※1: 「国内上場有価証券等」には、国内の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。

また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2: 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

<手数料・その他費用の概要>

- 国内上場有価証券等の売買等にあたっては、当該国内上場有価証券等の購入対価のほかに、所定の売買（取引）手数料をいただきます。詳しくは、下記「2. 手数料及びその他費用」の記載をご覧ください。
- 国内上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 国内上場有価証券等に関する口座開設費・管理料は頂戴いたしません。

<国内上場有価証券等のお取引に関するリスク>

[価格変動リスク]

- 国内上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格・評価額の変動に伴い、国内上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[信用リスク]

- 国内上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務・財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務・財産の状況の変化が生じた場合、国内上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[その他の留意点]

- 国内上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換

される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格・評価額の変動や、当該財産の発行者の業務・財産の状況の変化に伴い、国内上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格・評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

- 新株予約権、取得請求権等が付された国内上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。
- 上場新株予約権証券は、上場期間（上場日から2ヶ月間以内）又は行使期間（行使期間満了の日が当該上場新株予約権の割当てに係る基準日後2ヶ月間以内）が短期間となりますのでご注意ください。
- 上場新株予約権証券は、期限付きの有価証券であり、権利行使期間が終了した場合、その価値を失うリスクがあります。上場期間内に上場新株予約権証券を売却するか、権利行使期間内に新株予約権を行使して当該上場会社の株式取得を選択しなければ、投資金額全額を失う場合があります。
- 上場新株予約権証券の権利行使を行って株式を取得するためには、所定の金額の払込みが必要となります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

<国内上場有価証券等のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません>

国内上場有価証券等のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんのでご注意ください。

1. 国内上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における国内上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 国内上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 国内上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 国内上場有価証券等の売出し

2. 手数料及びその他費用

お取引内容に応じ、下記を上限とした手数料をいただきます。

手数料には別途消費税がかかります。なお、この書面における手数料はすべて税抜で表示しています。

(1) 国内上場の株式、ETF（上場投資信託）・REIT（不動産投資信託）、上場新株予約権証券、

その他国内上場有価証券等の売買手数料

インターネット売買手数料では、「取引毎手数料」と「一日定額手数料」のいずれかを、月ごとに選ぶことができます。

「成行」とは、値段を指定せず、迅速な執行を重視する注文方法をいいます。

「指値」とは、値段を指定して売買する注文方法をいいます。

①インターネット売買手数料

	1 注文の約定金額	売買手数料（税抜）	
		ウェブサイト （マネックストレーダー株式 スマートフォンアプリ以外）	マネックストレーダー株式 スマートフォンアプリ
取引毎手数料	10 万円以下	100 円	
	10 万円超 20 万円以下	180 円	
	20 万円超 30 万円以下	250 円	
	30 万円超 40 万円以下	350 円	
	40 万円超 50 万円以下	450 円	
	50 万円超 100 万円以下	成行 1,000 円 指値 1,500 円	約定金額の 0.1%
	100 万円超	成行 約定金額の 0.1% 指値 約定金額の 0.15%	
一日定額手数料 （※）	一日の約定金額 300 万円ごとに 2,500 円		
	ただし、「一日定額手数料」の 1 回ごとのお支払額は、お支払回数に応じて下記の表のとおりとなります。 また、「一日定額手数料」のお支払回数は、約定日ベースで月初から月末までカウントします。		
	「一日定額手数料」お支払回数		1 回ごとのお支払額
	1 回～20 回		2,500 円
	21 回～120 回		2,250 円
121 回以降		1,650 円	

※ 1 日の約定金額合計は現物取引及び信用取引を合算の上、売買手数料を計算いたします。なお、お取引がない日の売買手数料はかかりません。

※ コールセンターをご利用の注文は、1 日の約定金額合計の対象とはなりません。

【旧オリックス証券口座向け売買手数料】

インターネット売買手数料において、2010 年 5 月 1 日のマネックス証券とオリックス証券の合併に際し、旧オリックス証券に口座があり、合併後、「旧オリックス証券の売買手数料」が適用されているお客様の場合は、以下の売買手数料となります。

	1 注文の約定金額	売買手数料（税抜）
取引毎手数料	10 万円以下	191 円
	10 万円超 20 万円以下	239 円
	20 万円超 50 万円以下	400 円
	50 万円超 100 万円以下	762 円
	100 万円超 150 万円以下	905 円
	150 万円超 3,000 万円以下	1,429 円
	3,000 万円超	1,500 円

	1日の約定金額合計（※）	売買手数料（税抜）
一日定額手数料	50万円以下	300円
	50万円超 100万円以下	800円
	100万円超 200万円以下	1,600円
	200万円超 300万円以下	2,400円
	以降 100万円増えるごとに	800円加算
	6,200万円超	一律 50,000円

※1 日の約定金額合計は現物取引及び信用取引を合算の上、売買手数料を計算いたします。なお、お取引がない日の売買手数料はかかりません。

※ コールセンターをご利用の注文は、1日の約定金額合計の対象とはなりません。

【トレードステーション利用口座向け売買手数料】

日本株取引用トレードステーションをお申込みいただいた場合、1日の約定金額合計（現物取引及び信用取引を合算）に応じて下表のうちからお客様が選択した一日定額手数料が適用されます。

	1日の約定金額合計（※1）	売買手数料（税抜）
ミニプラン	10万円ごとに	50円
ノーマルプラン	100万円ごとに	400円
ラージプラン（※2）	1,000万円ごとに	3,250円

※1 1日の約定金額合計は現物取引及び信用取引を合算の上、売買手数料を計算いたします。なお、お取引がない日の売買手数料はかかりません。

※2 ラージプランは信用取引口座開設済みのお客様のみご選択いただけます。

なお、当社が定める一定の条件を満たすお客様向けの特別手数料をご用意しています。詳細はウェブサイトをご覧ください。

②コールセンター売買手数料

	売買手数料（税抜）
コールセンター	約定金額の0.4%（最低手数料 2,500円）

③IFAコース売買手数料

IFA コースを登録し、IFA が媒介した取引（IFA 取引）からかかる売買手数料（現物取引及び信用取引）は下記の表の通りです。なお、IFA 取引かどうかは IFA 顧客が当初発注した注文経路が、IFA が媒介したものであるかにより判断されます。当初発注時に IFA が媒介していない注文は IFA コース売買手数料が適用されません。

	1 注文の約定金額	売買手数料（税抜）
取引毎手数料 （※1）	25万円以下	2,500円（最低手数料）
	25万円超 100万円以下	約定代金の1%
	100万円超 200万円以下	約定代金の0.875%+1,500円
	200万円超 300万円以下	約定代金の0.8%+3,000円
	300万円超 400万円以下	約定代金の0.75%+4,500円
	400万円超 500万円以下	約定代金の0.7%+6,500円

500万円超 1,000万円以下	約定代金の0.6%+11,000円
1,000万円超 2,000万円以下	約定代金の0.55%+16,000円
2,000万円超 3,000万円以下	約定代金の0.5%+26,000円
3,000万円超 5,000万円以下	約定代金の0.3%+86,000円
5000万円超 1億円以下	245,000円
1億円超 2億円以下	295,000円
2億円超	345,000円

※1 単元未満株の売却については、「(2) 国内上場有価証券等のその他取引手数料」の単元未満株のインターネットの手数料が適用されます。

(2) 国内上場有価証券等のその他取引手数料

		手数料(税抜)
募集・売出株	ブックビルディング参加費用 購入時手数料など	無料(0円)
立会外分売		無料(0円)
単元未満株 ※1	インターネット	約定金額の0.5%(最低手数料48円)
	コールセンター	約定金額の1.0%(最低手数料1,905円)
転換社債型新株予約権付社債(CB)※2		約定金額の0.4%(最低手数料2,500円)

※1 単元未満株の売却代金が税込の最低手数料に満たない場合、手数料(税込)の金額はその売却代金を上限とします。

※2 当社で現にお預りしているものを売却する場合にのみ適用されます。新規の買付けは取り扱っておりません。

(3) その他諸費用

- 口座開設費及び管理・維持費はすべて無料(0円)です。

3. 当社の概要

- 商号等 **マネックス証券株式会社**
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号
- 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号
- 設立 1999年5月
- 資本金 12,200百万円
- 主な事業 金融商品取引業
- 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

- 連絡先
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
 - お客様ダイヤル：
0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部IP電話）
※ログインIDと暗証番号をご用意ください。
 - 当社ウェブサイト：
ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

○その他留意事項

- 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

以 上

（2020年4月）
KTM_JYO-16.1